

第3回豊山町都市計画マスタープラン策定委員会議事録

1 開催日時 令和元年10月4日（金）午後2時～午後3時40分

2 開催場所 豊山町役場 2階 会議室1

3 出席者

【委員】	中部大学	教授	磯部友彦
			委員長
	豊田工業高等専門学校	准教授	佐藤雄哉
			副委員長
	豊山町商工会	会長	山田敏文
	豊山町農業委員会	会長	安藤茂市
	女性の会	会長	中村百合子
	住民代表		坂田和徳
	住民代表		田村美紀
	愛知県都市計画課	主査	大見明弘
	愛知県尾張建設事務所	企画調整監	林克生
	豊山町	総務部長	小川徹也
【事務局】	産業建設部	部長	佐藤正司
	産業建設部	参事	加藤睦
	産業・都市政策課	課長	高桑悟
	建設課	課長	早川憲二
	産業・都市政策課	都市政策係係長	菊地智行
		都市政策係主事	古市祐也
	玉野総合コンサルタント(株)		高木浩二

4 議 題

- (1) 第2回策定委員会における確認及び質問事項について
- (2) 豊山町都市計画マスタープラン（案）について

5 会議資料

次第

豊山町都市計画マスタープラン策定委員会名簿

資料1 豊山町都市計画マスタープラン第3回策定委員会 説明資料

資料2 豊山町都市計画マスタープラン第3回策定委員会 資料

資料3 都市計画マスタープランの策定のスケジュール

追加資料 地域別構想説明用位置図

6 議事内容

- (1) 第2回策定委員会における確認及び質問事項について

【委員長】

では、議事を進めさせていただきます。手元の次第に従いまして議事を進めてまいります。議題1「第2回策定委員会における確認及び質問事項」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料2に基づき説明します。まず、道路内にある鉾についてのご質問ですが、こちらは下水道工事に係るマンホール位置等を示すものでございました。次に、二項道路についてご質問がありました。こちらは、171ページに説明文を記載させていただきましたので、ご確認ください。続いて、(都)豊山西春線南の産業誘導ゾーンに隣接する北名古屋市の土地利用方針についてです。

北名古屋市都市計画マスタープランを確認したところ、北名古屋市においても隣接する地域は市街化調整区域内の産業誘導ゾーンとして位置付けられておりました。今回、豊山町がこの地区を産業誘導ゾーンとすることによって、北名古屋市の産業誘導ゾーンと帯状に繋がる形になります。最後に、産業誘導地区において、調整区域の地区計画という手法を取る理由についてでございます。市街化調整区域に位置付けた産業誘導地区の開発については、地区計画に限らず、区画整理等もその手法として検討していくべきものと方針を修正させていただきますので、162 ページの下から 2 行目に「区画整理や」という文言を追加させていただきました。以上です。

【委員】

市街化調整区域において産業誘導地区を設定することについて、本来であれば市街化調整区域は農業として活用されるために、その振興を図るような地域であると思うが、農業的な施策は具体的には計画されないのか。

【委員長】

事務局、説明をお願いします。

【事務局】

本町は産業系の土地需要が高く、今後、市街化区域内だけでは用地が不足していくものと考えております。本町の活力を維持していくためには、就業地としての性格を活かしていくことが必要であると考えております。ただ、農地も豊山町にとって大事なものでございますので、松張・六和の農地は保全していく方針でございます。金剛は、国道 41 号に接し、より空港に近いという特性があり、すでに国道沿いは商業施設が立地しておりますので、農地の保全を基本としつつ、地元の方々の意向をお伺いしながら今後の土地利用の方向性を検討していきたいと考えております。その他の市街化調整区域に

つきましては、現行計画の継承を基本としております。すでに、高添、中道、幸田・大山地区につきましては、工場、倉庫が立地、点在している状況でございますので、農地として保全する区域とそうでない区域を明確に区分することで、調整区域の必要な農地は守っていけるのではないかと考えております。

【事務局】

今の説明に補足しますと、市街化調整区域はその位置づけとして開発はしないものでありますが、農業・農家の高齢化、後継者不足という悩みがあると伺っております。その反面、農業を続けていきたいという意向も少なからずあると理解しておりますので、農業の保全をしないということではなく、現実として開発する可能性も含んだ方針とさせていただいております。

【委員】

二項道路の内容について、もう少しわかりやすく説明していただけないでしょうか。

【事務局】

簡単に申し上げますと、幅員が4 mない道路でございます。もう少し正確に申し上げますと、幅員が1.8m以上、4 m未満の道路が二項道路でございます。建築基準法上、4 m以上の道路に接していないと建物が建てられないこととなっておりますが、もう少しわかりやすくなるよう修正させていただきます。

【委員】

豊山町の昔からある地域では、道路がすごく狭いのですが、では道路が広がるのはどのようなときなのでしょう。

【事務局】

4 mの道路に接していない土地に建物を建てる際には、道路の中心から2 m下がっていただくことになります。したがって、そういった地域で道路が広がるのは、一般的には建て替えのときになるかと思います。

【委員】

建て替えが無い限り、道路は広がらないということですね。

【事務局】

旧市街地に道路を通すのは難しい問題でありまして、皆さまから土地を提供していただくとか、用地を買収するなどが必要となってくるものでございます。家が建つ前に道路を作って、整備するのが一番整備しやすいのですが、昔は一輪車などの小さな車両が通れるだけでよかったような地域も、最近では消防車・救急車が入れるような道路が求められてきておりますので、地域の皆さまのご理解をいただいて道路を広げていく方法を考えているところではあります。ただ当面は、二項道路制度を基にして、下がった土地を寄付していただくなどして拡幅を進めていきたいと考えております。

【委員長】

建築基準法はだいたい50年くらい前に制定された法律で、それ以前から住んでおられる方については法律の規制がありませんでしたので、幅の狭い道に面する事例も多くあります。これは豊山町の特色ではありますが、弱点でもあります。都市計画道路という形ですと、お金をかけて新たな道を作ることができますけれども、家の周りの生活道路というのは基本的に地域住民の方にいろいろ負担してもらおうという大前提もあります。ですから、2 m下がった土地を寄付する形で皆さんの土地を集めていくと、そのうち道が広がるということでもあります。この問題は、どの街でも難しい状況にあると認識しております。それをどのような手法で解決していくかというのは、都市計画的

な方法だけでは難しいというのが、全国的な課題となっております。この町でも、この問題については課題として十分認識しており、何とかしていきたいという考えはあるということだと思います。

(2) 豊山町都市計画マスタープラン（案）について

【委員長】

続きまして、議題2「豊山町都市計画マスタープラン（案）について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

（資料1を基に、豊山町都市計画マスタープランまちづくり懇談会、地域別構想について説明）

【委員】

志水小学校区は、町の南部にあり、名古屋市と隣接していますが、境川で分断されている部分があり、名古屋市との接続が悪く生活がしづらい状況があります。通過交通の問題があると言われますが、昔は田んぼしかなかったこの地域に移り住んだ新しい住民の方々の生活の利便性を考え、名古屋市との接続が良くなるよう考えてほしいと思います。

【委員長】

地域の南での接続についてですね。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

志水小学校の西側の南北の道路は、一部狭く、一方通行などによって、本町から名古屋市へ向かう方には不便な形にはなっていることは理解しております。ただ最近、ETC2.0を活用したビッグデータによる国交省の分析の中で、志水小学校の西側の道路の通過交通が非常に多いという結果が出てお

り、非常に注目されています。分析結果によれば、通過車両は南の国道 302 号から来て、豊山交番の交差点で左折し、一宮、稲沢方面へ向かっているということでもあります。したがって、北高校の方から真っすぐ通過できるような形になりますと、生活道路に入り込む通過車両がさらに増える可能性があります。確かに、一方通行が解除されますと、名古屋市方面へのアクセスは良くなりますが、一方で通過車両の増加というデメリットも考えられる状況です。したがって、便利にするという考え方と、住民の生活を守るという考え方、その両方向から道路については検討していく必要があるという結論により今回の方針に至っております。

【委員】

国道 302 号、北区の人々がそんなに抜けるのか。

【事務局】

北区ではなく、春日井、尾張旭方面から国道 302 号を使って来られる方が、国道 41 号の混雑を回避するために、志水小学校の西側の道路を使われているということがございます。このため、愛知県、名古屋市、国道事務所と共同で対策を検討している状況でございます。

【委員】

名古屋市に近い場所に住んでいる方は、普段の生活の中で名古屋市と豊山町を行ったり来たりしている。住民が大変になるという話もあったが、名古屋市との行き来がスムーズになれば、住民にとってはすごく便利になると思うが。

【事務局】

皆様のご意見を聞いて、住民の方が喜んでいただけるような方法で考えなければならぬという点は、決して疎かにするつもりはございません。先ほ

ど例に挙げて申し上げましたのは、通過交通が増加することは、危険が増える、交通事故のリスクが高まるということでございます。そのようなことも考慮に入れて、一番良い方法を考えていきたいと思っております。

【委員長】

名古屋市などとやり取りしているのか。

【事務局】

現在、国道事務所が取りまとめ役となり、愛知県、名古屋市、豊山町の4者で協議を進めているところです。

【委員長】

都市計画マスタープランとは別の枠組で検討していかなければならないということですね。ただ、これは課題であることは間違いないので、都市計画的対応となるのか、交通規制、警察の力を借りて対応するのか、もっと違った方法で対応するのかという話になってくるのかと思います。

【委員】

公共交通について、高齢者が増えていく中で、町内の拠点循環するような案は無いのか。

【事務局】

公共交通については、豊山町地域公共交通会議という別の会議がございます。また、その中で、地域公共交通網形成計画という計画を持っており、今年度改訂作業を行っているところです。バスの利便性の向上についての具体的な内容については、その会議の中で検討されているところです。今後、パブリックコメントなどで別途、町民の皆さまにご意見をお伺いすると聞いておりますので、都市計画マスタープランでは、大きな方針としての内容にとどめさせていただいているところです。

【委員】

公園についてはまちづくり懇談会でも各地域から公園を作ってほしいという意見があったようだが、今現在、具体的な整備計画はあるか。また、将来に向けた具体的な計画はあるか。

【事務局】

公園については、167 ページをご覧ください。本町における都市公園法に基づく公園は、神明公園と林先公園だけでございます。したがって、計画上、公園が不足しているということは認識しております。ただ豊山町には、その他に児童遊園 25 箇所、運動施設が 6 箇所、また、学校グラウンドの開放も行っております。実際、新たな公園の整備となりますと、用地取得などで高額な費用がかかることが想定されますので、当面はそれらの施設を活用していくことで、不足している公園機能を補っていきたいと考えております。ただ、166 ページにも記載させていただいているとおり、長期的には不足する公園の整備をめざしておりますので、今後、広い土地が空いたとか、大きな開発などが行われる際には、新たな公園の整備を検討していきたいと考えております。

【委員長】

正式な公園については、不足していることは十分承知されていて、他の施設で補いながらやりくりしているという状況だということです。公園の配置については、168 ページが重要な図面です。町の中に 1 箇所あればよいわけではなくて、色々な住宅地の近くにもあるという形で、分散しているのが理想的だと言われております。その理想に少しでも近づけたいというのが、町の課題でもあるということです。

【委員】

商工会の横の児童遊園が拡大した。役場から商工会へ抜ける道路は、元々、町の主要道路であるが、その道の考え方は方針として何かあるか。県道へ近い方は歩道があるが、それ以外は歩道が無い。今後、計画として歩道が設置されるのかと思っていたけれど、児童遊園の擁壁が道路際まで目一杯に整備された。まったく歩道のことは考えていないようだが。

【事務局】

役場から商工会を抜けていく町道については、県道の整備が完了した時点で、地域住民の方の生活道路としていく方針とさせていただいております。ただ、当然、安全面も大切でございますので、配慮していかなければならないとは考えておりますが、方針としてはそういった状況でございます。

【委員】

役場から自転車で商工会に向かっていると、途中で歩道が無くなって怖い。にも関わらず、交通量は以前と変わらないと思う。町の児童遊園が、そのことを全く無視して整備されたので、もう歩道の計画は無いのだなとは思ったが、今まで、引っ込んでいた人たちは可哀そうじゃないだろうか。新しい家の人たちは、引っ込んで作っているから。

【事務局】

旧道については、以前は主要な道路でありました。その路線を、狭いながら路線バスが走っていたという経緯がありまして、すれ違う場所が無かったものですから、商工会の前については、道路を広く取っていました。今回、県道が整備されましたので、路線バスなどの大きな車が入らないという前提で、児童遊園を目一杯まで作らせていただいたとご理解いただけたらと思います。

【委員】

169 ページの河川・下水道の整備方針においては、雨水対策は下水道と連携しながら河川を中心に処理していく、汚水は下水道で処理していくと読み取れるが、190 ページの志水小学校区の地域の現状において「下水道は、全域が供用開始しています。」と整理されている。汚水のことなのか、雨水のことなのか、わかりづらい。他の地域についても同様なことが言える。また、193 ページの下水道の方針においても、汚水なのか雨水なのかわかりづらい。もう1点、その上の河川の方針にある、「準用河川久田良木川排水機場」については、194 ページの構想図にも図示した方が分かりやすいと思う。

【事務局】

確かに、雨水と汚水が上手く整理されていませんので、全体構想の方針に沿うよう、地域別構想を整理させていただきます。

また、排水機場については、194 ページに図示させていただきます。

【委員長】

下水道は分流式ですね。下水道の計画図は表現されていますか。

【事務局】

170 ページに記載しています。

【委員】

提案であるが、都市計画やまちづくりに詳しくない人にも読んでわかるよう、今の、分流式とか合流式とかもそうであるが、できれば冊子の最後などに、用語集を付けていただきたい。

【事務局】

ご指摘に従い、用語集を追加いたします。

【委員長】

地域別構想における地域の特色について、案では文言で整理されているが、

人口密度であるとか、各地区の違いがわかるようなデータはどこかで整理されているか。3地区の特徴として代表的な数値を示した方が、色々な意味でわかりやすいと思う。単純に、豊山町のうち、その地区に何人ぐらい住んでいるのかとか、人口も高齢者なのか若者なのかとか、できたらそういったものがあつた方がよいと思う。

【事務局】

人口密度については、資料2の27ページに国勢調査結果による人口密度を示しております。学校区と国勢調査区が同一でないため、難しいところもありますが、地域別構想の「地域の現状」の中に記載できるよう、検討させていただきます。

【委員長】

確かに、27ページ以降を見ると、3地区、特色がはっきりとわかれています。何か数字でわかるようにしていただくとよいと思います。

【委員】

資料の1と2は、内容が重複しているのであれば、資料2だけでよいのではないか。

【事務局】

資料2だけですと、説明の際にページが飛んでしまうため、今回説明用に資料1を作成しました。いただきましたご意見については、次回以降の資料作成の際に、参考とさせていただきます。

【委員長】

他、いかがでしょうか。

それでは議題の(2)も終了させていただきます。

7 その他

【委員長】

続きまして、次第の3、「その他」に入ります。事務局から何かありますか。

【事務局】

(資料3を基に、今後のスケジュールについて説明)

【委員長】

委員の皆さまから、その他で何かありますか。

【委員】

この都市計画マスタープランの内容を実現するための工程は記載しないのか。

【事務局】

都市計画マスタープランについては、まちづくり、都市計画の方針でございます。各担当セクションにおいては、この方針に基づき、その具体化、実現化を図っていくこととなります。また、具体的な事業管理については、各担当が総合計画上のPDCAサイクルに則って行っていくこととなります。都市計画に係る事業は、ときに大きな予算を伴います。それについては、別途議論することになるかと思いますし、今後、大きな社会情勢の変化もあるかもしれません。したがって、具体的な工程表の作成は考えておりません。

【委員長】

私も都市計画マスタープランの策定に色々関わっておりますけれども、確かにどこも工程表は作っていません。じゃあ本当にいつできるかというのは保証できるものではないけれども、都市マスは、まちの将来の姿を考えて、何らかの行動はしなければならないというお約束であると、私も思っております。

ます。総合計画ですと、まち全体の仕事をやっていく中で、財政面も絡みま
すから、そこは色々な工程を作って実施していくということは、よくあるパ
ターンです。ですから、そこと上手く連動していくと話が進んでいくでしょ
うし、逆に検討の段階で10年間過ぎてしまう可能性もあるということござ
います。この辺りについて、愛知県下ではどうなのでしょう。

【委員】

愛知県内51の市町村がマスタープランを作っておりますが、実際の細かい
事業まで記載してしまうとまとまりきらないので、都市マスでは基本的なま
ちづくりの方向性を示して、個々の事業は個々の事業計画に沿ってやってい
く、その事業計画を策定するときには、これに従ってください、という形を
取られている自治体が多いです。

【委員】

これを基本にして、各セクションにおいては、毎年度の予算に反映できる
ものがあれば、予算を立てて取り組んでいこうという指針ということですね。
了解しました。

【委員】

この都市計画マスタープランは、これを、資料2の厚さで冊子化して発行
されるのでしょうか。

【事務局】

最終的には、現行のマスタープランのような形で冊子化いたします。また、
説明等が容易にできるよう、概略版の作成も行う予定です。できるだけわか
りやすく、皆様にご紹介できるような形を考えております。

【委員】

了解しました。

上記のとおり第3回豊山町都市計画マスタープラン策定委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、委員長及び出席者1人が署名する。

令和元年10月16日

委員長 磯部友彦

署名人 山田敏文